

令和 8 年度住吉町市有地 一般競争入札売払案内書

令和 8 年 9 月
宇和島市総務部財政課

目 次

1. はじめに	・ ・ ・ P. 2
2. 売払い物件	・ ・ ・ P. 2
3. 入札参加資格	・ ・ ・ P. 2
4. 質疑の受付	・ ・ ・ P. 3
5. 入札参加の申込み	・ ・ ・ P. 3
6. 入札参加資格の審査	・ ・ ・ P. 5
7. 入札	・ ・ ・ P. 5
8. 契約	・ ・ ・ P. 8
9. 売買代金の納入	・ ・ ・ P. 9
10. 所有権移転登記	・ ・ ・ P. 9
11. その他注意事項	・ ・ ・ P. 9
○様式集＜様式第1～6号＞	・ ・ ・ P. 11

＜売却におけるスケジュール（予定）＞

令和8年9月25日（金）から
公告及び売払案内書の配布開始

令和8年9月25日（金）から令和8年10月30日（金）まで
入札参加申込みに関する質疑の受付



令和8年10月1日（木）から令和8年11月6日（金）まで
入札参加申込みの受付



令和8年11月13日（金）までの予定
参加資格の審査結果の通知



令和8年11月19日（木）
買受適格者による入札、買受人の決定、入札保証金の納入



令和8年11月27日（金）まで
土地売買契約の締結



土地売買契約時に
契約保証金の支払い



令和8年12月27日まで
売買代金の支払い



令和9年2月上旬
所有権移転登記、土地の引渡し



令和8年12月4日（金）まで
売買代金の支払い



令和9年1月上旬
所有権移転登記、土地の引渡し

1. はじめに

宇和島市では、住吉町の市有地を一般競争入札方式にて売却します。
買い受けを希望される方は、この「案内書」を熟読の上、お申し込みください。

2. 売払い物件

【売払い物件】

物件 番号	物 件 所 在 地	地 目	地 積 (㎡)	予定価格 (最低売却価格)
1	宇和島市住吉町3丁目1071番29	宅地	833.54	20,670,000円

※別紙「物件調書」を参照してください。

3. 入札参加資格

(1) 入札には、個人、法人を問わず、下記に掲げる【申込みのできない方】に該当する方を除き、どなたでも参加することができます。

(2) 2名以上の共有名義で参加することもできます。

【申込みのできない方】次の①から⑤のいずれかに該当する方は、入札に参加することができないため申込みできません。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に定める者
- ② 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する本市の職員
- ③ 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連営業その他これに類する業に供しようとする者
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び次のいずれかに該当する者
 - (ア) 入札対象財産を暴力団の事務所その他これに類するもの（公の秩序又は善良な風俗に反する目的その他社会通念上不適切と認められるものをいう。）の用に供しようとする者
 - (イ) 暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員
 - (ウ) 法人の役員またはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者
 - (エ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用する等している者

- (オ) 暴力団又は暴力団員等に対して資金を提供し、又は便宜を提供する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (カ) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (キ) 暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用している者
- (ク) (ア) ～ (キ) に掲げる者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- ⑤ 市税を滞納している者

4. 質疑の受付

1. 受付期間

令和8年9月25日（金）～令和8年10月30日（金）

午前8時30分～午後5時15分

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

※郵送の場合は受付期間必着のこと

2. 質疑方法

(1) 提出

質疑の要旨を質疑書＜様式第1号＞に簡潔にまとめ、下記提出先に郵送、メール又は持参をしてください。口頭、電話等による質疑は受け付けません。

メールによる場合は、メールの件名を「【住吉町市有地一般競争入札質疑書】（質問者名）」としてください。

郵送状況やメールの受信確認については、申込者自身の責任において確認されるようお願いします。

(2) 提出先

〒798-8601 愛媛県宇和島市曙町1番地

宇和島市総務部財政課管財係（市役所4階）

電 話 0895-49-7009

メールアドレス kanzai@city.uwajima.lg.jp

(3) 回答

質疑に対する回答は、質問者に対し書面又はメールにより速やかに行います。また、質問者への回答後、同内容を宇和島市ホームページに掲載します。回答に当たっては、質問者に関する情報は公表いたしません。（質問者等の正当な利益を害する恐れのあるものと認めたものについては宇和島市ホームページに掲載しないことがあります。また、意見の表明と解されるものについては、回答しないことがあります。）

5. 入札参加の申込み

1. 売払い案内書（申込用紙）の配布

【配布期間】

令和8年9月25日（金）～令和8年11月6日（金）

午前8時30分～午後5時15分

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

【配布場所】

愛媛県宇和島市曙町1番地

宇和島市総務部財政課管財係（宇和島市役所4階）

※本書は、宇和島市ホームページからもダウンロードできます。

（<http://www.city.uwajima.ehime.jp>）

2. 申込時に提出する書類

【個人の場合】

（1）市有財産一般競争入札参加申込書 ＜様式第2号＞

（2）誓約書 ＜様式第3号＞

（3）納税証明書（未納がない証明書）

（4）世帯全員の住民票の写し

（5）印鑑登録証明書（発行から3ヶ月以内のもの）

（6）身分証明書（本籍地のある市区役所・町村役場が発行したもの）

【法人の場合】

（1）市有財産一般競争入札参加申込書 ＜様式第2号＞

（2）誓約書 ＜様式第3号＞

（3）納税証明書（未納がない証明書）

（4）印鑑登録証明書（発行から3ヶ月以内のもの）

（5）法人登記簿謄本

3. 申込み方法

※申込みには、郵送していただく方法と、持参していただく方法の2通りがあります。下記申込受付期間内に提出書類を揃え、申込みください。

※申込者が、入札参加者（落札された場合は購入者）となります。

※提出書類に不備がある場合は、補正をお願いします。申込受付期間内に補正が完了できなければ受け付けできず、入札に参加できなくなりますので、日程に余裕を持ってお申込みください。

【申込受付期間】

令和8年10月1日（木）～令和8年11月6日（金）

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

受付時間 午前8時30分～午後5時15分

【受付場所】

愛媛県宇和島市曙町1番地
宇和島市総務部財政課管財係（宇和島市役所4階）

（1）郵送される場合

必ず配達記録・書留等で郵送してください。

※申込受付期間必着のこと

（申込受付期間を過ぎてから本市に到達したものは受け付けできません。）

【送り先】

〒798-8601 愛媛県宇和島市曙町1番地
宇和島市総務部財政課管財係宛

※封筒の表に「入札参加申込書在中」と朱書きしてください。

（2）持参される場合

入札参加申込受付期間内に受付場所に持参し、提出してください。

4. 現地説明会

現地説明会は実施しません。事前に各自で現地確認を行ってください。

※別紙「物件調書」、「地積測量図」を参照してください。

6. 入札参加資格の審査

- （1）入札参加申込みの受付後、**3. 入札参加資格**に示す資格の有無を審査します。入札参加申込みをされた方は、審査により入札参加資格を有することが認められなければ、入札に参加することができません。
- （2）審査の結果については、入札参加申込みをされた方に通知をします。（令和8年11月13日までの予定）審査内容、審査結果に関する問合せ及び異議等については、一切応じることができません。

7. 入 札

1. 入 札

※郵送による入札は行いません。

【入札日時】

令和8年11月19日（木） 午前10時00分～

【入札場所】

宇和島市役所 4階 入札室

（1）受付

- ① 入札当日の受付は、入札開始時刻の30分前から入札室前にて行います。
- ② 入札開始時刻までに受付をお済ませください。
(代理参加の場合は委任状を確認させていただきます。)
- ③ 入札開始時刻に遅れますと、入札に参加できませんので、お早めにご来場ください。
- ④ 入札会場に入室される方は1者あたり2名までとさせていただきます。

(2) 当日に持参していただくもの

- ① 一般競争入札参加資格確認通知書（入札参加資格確認後交付）
- ② 入札保証金（「入札保証金の納付」の項を参照してください。）
- ③ 委任状（代理の方が参加される場合のみ）＜様式第4号＞

※委任者は市有財産一般競争入札参加申込書に使用した印鑑を押印してください。

④ 印鑑

ア. 個人の場合は、実印を持参してください。

イ. 法人の場合は、法人印及び法人の代表者印をそれぞれ押印するか、法人名の入った代表者印を押印する必要がありますので、それらを持参してください。

(注) 代理人の方が入札される場合は、委任状に押印した代理人使用印と同じものをお持ちください。(個人・法人とも)

- ⑤ 本人であることを証するもの（免許証等）
- ⑥ 筆記用具（黒の万年筆又はボールペン）
- ⑦ 本書（『令和8年度住吉町市有地一般競争入札売払案内書』）

2. 入札保証金の納付

- (1) 入札保証金は、現金をもって入札してください。
- (2) 入札保証金は、入札者が入札しようとする価額の100分の5相当額（1,000円未満の端数が生じたときには、その端数を切り上げた額）以上の額を納付してください。

【例】

(入札しようとする金額)	(入札保証金)
50,050,000円	×
100分の5	=
	2,503,000円以上

- (3) 入札保証金は、落札者以外の方には開札終了後速やかに還付します。落札者が納付した入札保証金は契約締結時の契約保証金の一部に充当します。ただし、次の各号に該当する場合においては、その者に係る入札保証金は市に帰属します。
 - (ア) 入札者が入札について不正があったとき
 - (イ) 入札者が入札を取り消したとき
 - (ウ) 落札者が指定期間内に契約を締結しないとき
 - (エ) 契約締結者が指定期間内に売買代金（残金）を納付しないとき

3. 入札に当たっての注意事項

- (1) 入札会場での私語、入札執行者に許可なく勝手な行動は禁止する。
- (2) 酒気帯び者の入室は禁止する。
- (3) 入札執行を故意に妨害したり、入札室の秩序を著しく乱す者は、退場を命ずる。

- (4) 委任代理人（個人・法人とも）は、入札開始前にその代理権限を証する書面（入札者本人の登録印を押した委任状を提出し入札執行者の確認を受けるものとする。
- (5) 入札書＜様式第5号＞は当日、入札会場で交付したものを使用してください。
- (6) 入札書は、1件ごとに1通を作成し封筒に入れて、入札箱に投入すること。
- (7) 入札書の文字及び印影は、明瞭であってかつ消滅しないもので記載すること、鉛筆は認めない。入札金額はアラビア数字を用い、金額の頭書に「¥」の文字を記入すること。
- (8) 入札書について記載事項の訂正及び挿入したいときは、その箇所に押印しなければならない。ただし、金額についてはいかなる訂正も認めない。

4. 次のいずれかに該当する入札は無効とします。

- (1) 契約規則または、入札に関する条件に違反した入札
- (2) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (3) 代理権限のない者のした入札
- (4) 1回の入札に2以上の入札をしたとき
- (5) 入札書記載の金額、氏名または印形が確認し難い入札
- (6) 誤字、脱字などにより意思表示が不明瞭である入札
- (7) 金額を訂正した入札
- (8) 明らかに連合であると認められる入札
- (9) 入札に関し不正の行為があった入札
- (10) その他特に入札に際し、指定した事項に違反したとき

5. 前項の認定は、入札執行者が行うものとし、異議申し立てはできないものとする。

6. 開札、落札者の決定

- (1) 開札は、入札後直ちに、入札者の立会いのもとで行います。
- (2) 落札者は、次の方法により決定します。
 - ① 有効な入札を行った者のうち、入札書に記載された金額が、宇和島市が定める予定価格以上で、かつ最高の価格をもって入札した者を落札者とする。
 - ② ①に該当する者が2人以上あるときは、直ちにくじ引きによって落札者を決定します。この場合該当者はくじ引きを辞退することはできません。
 - ③ 開札の結果、落札者がある時は、落札者の氏名（法人の場合はその名称）及び金額を入札者にお知らせします。
- (3) 開札の結果、落札者がいない場合は、入札を終了する。
- (4) 入札後、契約規則、契約条項、関係書類、現地等について不明を理由として異議を申し立てることはできないものとする。

7. 入札の辞退

入札参加申込みのあった物件の入札を辞退する場合は、当該入札開始前に「入札辞退届」＜様式第6号＞を提出してください。

8. 入札執行者は、必要と認めるときは入札の執行を中止し、若しくは取り消し、または入札日時を延期することができる。この場合生じた損害について入札執行者は、その責を負わないものとする。

8. 契 約

1. 契約の締結

- (1) 宇和島市と落札者の売買契約は、落札が決定した日から起算して7日以内に宇和島市総務部財政課において、「市有地売買契約書」により締結します。

※売買契約は、必ず「落札者」名義で締結してください。

共有名義で参加した場合は、必ず「共有者全員」の名義で締結してください。

- (2) 落札者が期限までに契約を締結しない場合は、落札はその効力を失います。また、入札保証金は違約金として宇和島市へ帰属します。
- (3) 売買契約書（宇和島市保管のもの1部）に貼付する収入印紙等本契約の締結及び履行に必要な費用は落札者の負担となります。
- (4) 契約を締結する際には、実印が必要となります。
- (5) 入札者が、落札した物件を、契約上の条件に反する用途に供するおそれがあるときには、契約を締結しない場合があります。また、入札保証金は違約金としていただき、お返ししません。

2. 契約上の条件

- (1) 落札者は、売買物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に定める暴力団その他反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど公序良俗に反する用途に供し、または供させることはできません。
- (2) 落札者は、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業および同条第5項に定める性風俗関連特殊営業の用途に供し、又は供されることはできません。
- (3) 落札者は、所有権移転の日から起算して5年間は、当該土地に係る所有権、地上権、その他の使用若しくは収益を目的とする権利、又は抵当権、質権その他の担保物件の設定又は移転をすることはできません。但し、市の承諾を得た場合は、この限りではありません。
- (4) 市長は、前記の（1）から（3）に関し必要があると認めるときは、落札者に対し、売買物件を調査し、又は参考となるべき資料の提出若しくは報告を求めることができ、落札者は、市長から要求があるときは、売買物件の利用状況等を直ちに市長に報告しなければなりません。また、正当な理由なく調査を拒み、妨げ若しくは忌避し、又は資料の提出若しくは報告を怠ってはなりません。
- (5) 前記の（1）から（3）に違反した場合には、売買代金の100分の30に相当する金

額を違約金として、(4)に違反した場合には、売買代金の100分の10に相当する金額を違約金として宇和島市に支払わなければなりません。また、この場合契約を解除する場合があります。

9. 売買代金の納入

- (1) 落札者は、次の掲げる方法により売買代金を納入してください。
- ① 本契約締結後7日以内に、市が発行する納付書において売買代金から納付済みの入札保証金を差し引いた金額を一括して市指定金融機関に納付する方法
 - ② 本契約締結と同時に、市が発行する納付書において売買代金から納付済みの入札保証金を差し引いた契約保証金(売買代金の100分の10以上に相当する額)を納付し、指定期日(本契約日より30日以内)までに売買代金から契約保証金を差し引いた金額を市指定金融機関に納付する方法
- (2) 本契約締結後、売買代金の支払いが指定期日までに行われなかった場合には、売買契約を解除の上、契約保証金は違約金として市に帰属いたします。

10. 所有権移転登記

- (1) 売買物件の所有権移転は、売買代金の支払いが完了したときに行います。
- (2) 所有権移転登記は、市が行います。
- (3) 共有者全員の名義で売買契約を締結した物件については、共有名義で所有権の移転登記を行います。
- (4) 登記に必要な「登録免許税」は落札者の負担となります。
- (5) 落札者は、落札物件の所有権移転登記前に、その物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することはできません。

11. その他注意事項

- (1) 物件の引渡しは現状のままで行いますので、必ず事前に現地の確認をしてください。
- (2) 建物の建築に当たっては、都市計画法・建築基準法等により、指導等がなされる場合がありますので、関係機関にご確認ください。
- (3) 落札者は、売買契約締結後、売買物件に数量の不足その他隠れた瑕疵のあることを発見しても、売買代金の減免もしくは損害賠償の請求又は契約を解除することができません。
- (4) 売買契約締結の日から売買物件の引渡しの日までにおいて、市の責めに帰すことができない理由により、売買物件に滅失、き損等の損害を生じたときは、その損害は落札者の負担とします。

- (5) 落札者が、売買契約締結に定める義務を履行しないために、市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければなりません。
- (6) 落札物件の活用に当たっては、法令上の規制を遵守しなければなりません。
- (7) 売買物件の土地利用については、周辺地域の環境保全に充分配慮するとともに、事前に地元自治会および周辺住民と協議・調整を図り、地域住民の理解を得るように努めなければなりません。

＜様式第 1 号＞

質 疑 書

令和 年 月 日

宇和島市長 岡 原 文 彰 様

住 所
申込者 （法人名及び代表者名）

氏 名
電話番号（ — — ）

令和 8 年 1 1 月 1 9 日執行の一般競争入札方式による市有地（住吉町）売却に関し、次のとおり質疑を提出します。

質疑事項	
内 容	※質問内容、趣旨を具体的に記入してください。

<様式第2号>

市有財産一般競争入札参加申込書

令和 年 月 日

宇和島市長 岡 原 文 彰 様

令和8年11月19日執行の一般競争入札方式による市有地売却について、令和8年度住吉町市有地一般競争入札売払案内書を承知の上、参加申込みします。

住 所

申込者 (法人名及び代表者名)

氏 名

印

電話番号(— —)

住 所

共有者

氏 名

印

住 所

共有者

氏 名

印

物件番号	物件所在地	地目	面積(m ²)	使用用途
1	宇和島市住吉町3丁目1071番29	宅地	833.54	

※ 申込書に関係書類を添付して提出してください。

※ 個人で申込みされる場合、印鑑は実印を押印してください。

法人で申込みされる場合、印鑑は法人印及び法人の代表者印をそれぞれ押印するか、法人名の入った代表者印を押印してください。

※ 共有名義で申込みされる場合、申込者の欄に代表して入札手続を行う方を記入、共有者の欄に申込者以外の共有者を記入してください。

※ 使用用途の欄に購入後の使用予定用途を記入してください。

※ 申込みがあっても、入札前であれば、辞退することが出来るものとします。

受 付 印

<様式第3号>

誓 約 書

私は、宇和島市が実施する令和8年11月19日執行の一般競争入札方式による市有地（住吉町）売却の参加申込みにあたり、次の事項を誓約します。

- 1 住吉町市有地売却の参加申込みに係る、申込資格を満たしていること及び提出する全ての書類の記載事項について事実と相違ありません。
- 2 入札に際し、令和8年度住吉町市有地一般競争入札売払案内書、物件調書、市有地売買契約書(案)その他法令上の規制等、全て承知のうえで入札に参加します。
- 3 落札した物件の利用にあたっては、契約条項、法令上の規制を遵守します。
- 4 宇和島警察署に参加資格確認を行うことに同意します。

令和 年 月 日

宇和島市長 岡 原 文 彰 様

住 所

申込者 (法人名及び代表者名)

氏 名

印

電話番号(— —)

住 所

共有者

氏 名

印

住 所

共有者

氏 名

印

委任状

私は、宇和島市が実施する令和8年11月19日執行の一般競争入札方式による市有地（住吉町）売却の入札参加にあたり、下記のとおり代理人に権限を委任します。

記

委任する権限

令和8年11月19日執行の一般競争入札方式による市有地（住吉町）売却に関する一切の権限

住所 _____
代理人
(受任者)
氏名 _____

代理人使用印

令和 年 月 日

(所在地)

住所 _____

申込者

(委任者)

(法人名及び代表者名)

氏名 _____ 印

(注意) 1. 申込者（委任者）は市有財産一般競争入札参加申込書に使用した印鑑を押印してください。

2. 「代理人使用印」の枠内に、入札参加時に使用する印鑑を押印してください。

代理人は、入札において必ずこの印鑑を使用してください。（印鑑登録証明書の添付は不要です。）

入札書

令和8年11月19日

宇和島市長 岡原文彰様

入札者 住所

氏名 印

※代理人 氏名 印

宇和島市契約規則をまもり契約条項を承認の上入札いたします。

金額	拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円
入札財産 宇和島市有地（住吉町）										
この入札保証金				保証金内訳	現金					
¥					¥					

記載された入札金額は非課税とする。

<様式第6号>

入札辞退届

件名 令和8年11月19日執行の一般競争入札方式による市有地（住吉町）売却

上記について入札参加申込みを行いましたが、都合により入札を辞退します。

令和 年 月 日

宇和島市長 岡 原 文 彰 様

住 所

氏 名 印

- （注意） 1. 申込者が記入する場合は、市有財産一般競争入札参加申込書に使用された印鑑を
押印してください。
2. 代理人が記入する場合は、委任状の「代理人使用印」を押印してください。